

イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等(法定調書関係))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な手続及び主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、平成29年3月31日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

法令の規定により原本の提出が必要とされている第三者作成の添付書類について、税務署がその内容を確認する必要があるときは、申請・届出等を提出した日から5年間これらの書類の提出又は提示を求めることがあります。

手続の名称	添付書類の名称	税務署が内容の確認のため、原本の提出等を求めることができる書類の有無
源泉徴収票不交付の届出書 (所得税法第226条)	①給与明細書が保存されている場合は、給与明細書の写し ②申出者が外国人の方で、居住期間を明らかにする書類がある場合はその書類の写し (①の給与明細書の写しが継続して1年を超えている場合を除く)	無